

土木学会定款（変更案）

1. 変更理由：

- (1) 公益認定法の改正に伴い、自律的ガバナンスの充実及び透明性向上の観点から、外部理事、外部監事の導入を図るため。
- (2) 土木学会のダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン（DEI）推進の観点から、理事のうち少なくとも2名を女性とするため。
- (3) 上記（1）の導入に伴い、外部理事、外部監事に対して報酬を支給できるように変更するため。

2. 変更箇所：

- (1) 第4章第12条第1項(3)：総会で決議する事項の一部変更。
- (2) 第5章第20条第1項(1)：理事の数を30名から33名に増員（外部理事1名、女性の理事2名の計3名を増員）。
- (3) 第5章第20条第1項(2)：監事の数を2名から3名に増員（外部監事1名を増員）。
- (4) 第5章第20条第6項：外部理事、外部監事に関することを追加。
- (5) 第5章第26条：外部理事、外部監事の報酬等に関することを追加。
- (6) 第8章第40条第1項：略称の変更。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の号数変更に伴う変更。
- (7) 第8章第41条第1項：認定法の号数変更に伴う変更。
- (8) 附則：定款の変更の施行日及び変更の記録を記載。

(=：削除、\_\_：追加・変更)

現行（平成28年12月16日変更・施行）	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第4章 総会</b></p> <p>（権限）</p> <p><b>第12条</b> 総会は、次の事項について決議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会員の除名</li> <li>(2) 理事及び監事の選任又は解任</li> <li>(3) 理事及び監事の報酬等に係る規程</li> <li>(4) 第36条に規定する決算について作成する書類の承認</li> <li>(5) 定款の変更</li> <li>(6) 長期借入の承認</li> <li>(7) 基本財産の処分又は担保の設定</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 総会</b></p> <p>（権限）</p> <p><b>第12条</b> 総会は、次の事項について決議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会員の除名</li> <li>(2) 理事及び監事の選任又は解任</li> <li>(3) 理事及び監事の報酬等の額に係る規程</li> <li>(4) 第36条に規定する決算について作成する書類の承認</li> <li>(5) 定款の変更</li> <li>(6) 長期借入の承認</li> <li>(7) 基本財産の処分又は担保の設定</li> </ul>

- (8) 解散及び残余財産の処分  
(9) その他総会で決議するものとして法令  
又はこの定款で定められた事項

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第20条 学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内  
(2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長を法人  
法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち5名以内を副会長  
とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を  
専務理事とする。
- 5 副会長、専務理事をもって法人法第91条  
第1項第2号の業務執行理事とする。

～～中略～～

### (報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただ  
し、常勤の理事及び監事に対しては、総会  
において定める総額の範囲内で、理事会に  
おいて別に定める報酬等の支給の基準に従  
って算定した額を報酬等として支給するこ  
とができる。

- (8) 解散及び残余財産の処分  
(9) その他総会で決議するものとして法令  
又はこの定款で定められた事項

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第20条 学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上33~~30~~名以内  
(2) 監事 3~~2~~名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長を法人  
法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち5名以内を副会長  
とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を  
専務理事とする。
- 5 副会長、専務理事をもって法人法第91条  
第1項第2号の業務執行理事とする。
- 6 理事、監事それぞれ1名以上は外部理事  
(公益社団法人及び公益財団法人の認定等  
に関する法律(以下「認定法」という。)  
第5条第15項の理事)、外部監事(認定法  
第5条第16項の監事)とする。

～～中略～～

### (報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただ  
し、常勤の理事及び監事並びに外部理事及  
び外部監事に対しては、~~総会において定め  
る総額の範囲内で、理事会において別に定  
める報酬等の支給の基準に従って算定した  
額を報酬等として支給することができ~~  
る。

2 常勤の理事及び外部理事に対しては、総  
会において定める総額の範囲内で、理事会  
において別に定める報酬等の支給の基準に  
従って算定した額を報酬等として支給する  
ことができる。

3 常勤の監事及び外部監事に対しては、総  
会において定める総額の範囲内で、総会に  
おいて別に定める報酬等の支給の基準に従

～～中略～～

## 第8章 定款の変更及び解散

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第40条** 学会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により学会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第41条** 学会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

～～中略～～

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 学会の最初の会長は 阪田 憲次 とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

って算定した額を報酬等として支給することができる。

～～中略～～

## 第8章 定款の変更及び解散

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第40条** 学会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により学会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、~~公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律~~(以下「認定法」という。)第5条第20~~17~~号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第41条** 学会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20~~17~~号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

～～中略～～

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 学会の最初の会長は 阪田 憲次 とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

<p>4 この定款は、平成28年12月16日より施行する。</p>	<p>4 この定款は、平成28年12月16日より施行する。</p> <p><u>5 この定款の変更は、2026年6月12日より施行する。</u></p> <p>-----</p> <p>制定：平成22年5月28日 定時総会承認 施行：平成23年4月1日 登記及び施行 変更：平成28年12月16日 臨時総会承認 変更：2026年6月12日 定時総会承認</p>
-----------------------------------	--

## 定款変更に関する Q&A

2026年6月12日（金）の定時総会では、定款変更を付議いたします。  
定款変更の内容について、分からないことや疑問に思われることもあるかと思いま  
す。下記の通り、Q&Aの形で、疑問点について回答いたします。

**Q1：なぜ外部理事と外部監事が必要なのでしょうか。**

**A1：自律的ガバナンスの充実及び透明性向上を図るためです。**

公益認定法が、「社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行えるよ  
う、自律的な経営判断が尊重されるとともに、透明性が高く信頼性が高い仕組みへと  
見直す。」ため、改正され、2025年4月から施行されました。自律的ガバナンスの充  
実及び透明性の向上を図るため、一人以上の外部理事と外部監事を選任することが義  
務化されました。

**Q2：なぜ土木学会の理事のうち少なくとも2名を女性とするのでしょうか。**

**A2：社会的背景に鑑み、土木学会のダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン  
(DEI) 推進の観点から、女性の理事を確実に選任するためです。**

土木学会では、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン (DEI) 推進の観  
点から、役員候補者選考にあたっては、「役員候補者の多様性を高めることを基本方  
針」としています。このような背景から、女性の理事の選任を確実なものとするため  
変更することとしました。

**Q3：なぜ外部理事、外部監事に対して報酬を支給できるように変更するのしょう  
か。**

**A3：外部理事、外部監事は、法人外部の人材を選任する必要があり、場合によっ  
ては、報酬を支給する必要があるためです。**

公益認定法の改正では、「法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物  
化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、理事及び監事に法人外部の人材  
を選任することを公益認定の基準とする。」こととされました。

現行の定款に定める規定では、本法人の理事及び監事（常勤の理事及び監事を除く）は無報酬ですが、今後、法人外部から専門性と独立性を有する人材を理事又は監事として選任する場合、同様に無報酬を前提とすると、適任者の選任が難しくなることも想定されます。

外部理事及び外部監事においては、適切な報酬を支給する必要がある場合があることから、報酬を支給できることとしました。